

平成26年3月28日

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議（平成25年秋）  
の結果について

内閣官房 地域活性化統合事務局  
内閣府 地域活性化推進室

昨年9月の総合特別区域第4次指定までの全48特区（国際7、地域41）について、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第10条及び第33条の規定に基づき、指定地方公共団体から平成25年秋協議に係る提案を受け付け、23特区から提案のあった、規制の特例措置（63提案）に係る国と地方の協議を行ってまいりました。

その協議の結果について取りまとめましたので、公表いたします。（詳細は別添資料参照）。

1. 協議の結果（概要）

（1）協議対象

80項目（63提案）

※優先提案（63提案）には、提案内容により複数の省庁が関係するものや、結果が複数に分割されるものがあるため、協議結果の合計は80項目となる。

（2）協議の経緯

平成25年

9月13日 第4次指定（地域活性化総合特区：4地域）

10月～ 実務者間による打合せ、書面協議実施（1回目）

（優先提案に係る具体的な取組や解決すべき課題等、規制の趣旨、適用の考え方について議論）

12月～ 書面協議実施（2回目）及び対面協議

（それまでの協議結果を踏まえ、再度の実務レベル打合せ及び事務レベル（管理職級）協議により対面で効率的に協議を実施）

平成26年

1月 協議終了

3月 総合特区推進本部開催（協議結果のとりまとめ）

### (3) 協議結果（内閣府整理）

区分	法令改正等を措置 i	法令等の措置方針 ii	現行制度で対応可 iii	必要に応じ再協議 iv	自治体で再検討 v	実現見込立たず vi	合計
項目数	16	2	19	16	20	7	80
割合	20%	3%	24%	20%	25%	9%	100%

#### ○区分（内閣府フラグ）の考え方

- i) 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの
- ii) 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
- iii) 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの
- iv) 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの
- v) 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの
- vi) 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの

## 2. 今後の予定

協議の結果、国と地方で合意に至った提案のうち法令等の改正が必要なものについては、各府省において改正に向けた検討・手続を進めていきます。その上で、事業実施に向けた総合特区計画（変更）の認定等を行った上、取組を進めていくこととなります。

なお、取組を実現する方向で条件等の詰めの協議を行うべきものについては、その後の進捗状況について定期的なフォローアップを行い、公表します。

また、3月より平成26年春協議に係る新たな規制の特例措置に係る提案を受け付け、国と地方の協議を開始します。

問い合わせ先

内閣官房地域活性化統合事務局

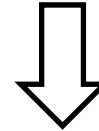
内閣府地域活性化推進室 担当：岩崎、山田、室町、  
塩出、稲葉

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

# 「国と地方の協議」の進め方(規制の特例措置)

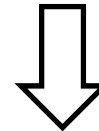
指定自治体から規制の特例措置を提案  
(優先的に実現すべき提案の選定)



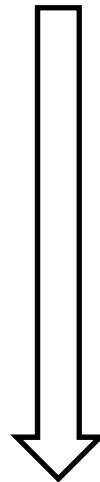
← 提案者と事務局による提案内容の精査

<担当者クラスによる打合せ>

実務者レベルでの打合せ



書面協議(第1回)【80項目】



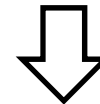
<管理職クラスによる協議>



対面協議【2項目】



書面協議(第2回)【44項目】



総合特区推進本部の開催(協議結果のとりまとめ)

## i 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの【16項目】

主な提案事項	協議結果の概要
高度人材ポイント制に係る総合特別区域法の適用 ＜アジアヘッドクォーター特区＞	特区内に新たに統括拠点・研究開発拠点を設立した外国企業が、外国企業の特区内誘致を促進することを目的とした東京都の補助金(アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金)を受けている場合には、その外国企業の就労者を、「高度人材ポイント制」におけるポイントの特別加算の対象とするとの提案内容の実現に向けた対応を図る予定である。 【法務省、厚生労働省、経済産業省】
医療法人による配食サービスの実施 ＜岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区＞	医師が栄養・食事の管理を要すると認める退院患者等に対し、医療法人による配食サービスを可能とするため、当該サービスを医療法人の附帯業務に位置付けるよう平成25年度内に通知の改正を行う。 【厚生労働省】
文化財保護法第125条の史跡名勝天然記念物に係る現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化(文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ～リの規定の軽微な行為の追加) ＜奈良公園観光地域活性化総合特区＞	奈良公園の維持・利活用のための整備や滞在型観光の推進に向けた受入環境の整備において、文化財保護法第125条に規定される史跡名勝天然記念物の現状変更許可が必要となる。この現状変更許可において、許認可に日数を要し、申請者の負担が大きいと、地元自治体で処理できるよう、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ～リの範囲を拡大する。また、権限移譲先を現行の市ではなく、特定の場合は県でも許可できるよう、同令を改正する。 【文部科学省】

## ii 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの【2項目】

主な提案事項	協議結果の概要
血液検査サービスを行う薬局等について衛生検査所登録の適用除外とする特例 ＜地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区＞	生活習慣病の早期発見に資するデスクトップ型検査装置による簡便な血液検査を薬局において実施するため、人体から排出された検体検査の際に必要な衛生検査所の登録基準について、薬局等の店頭において自己採血による簡易な検査を行う場所については、衛生検査所の登録が不要となるよう平成25年度中に方針を示すことで検討中。 【厚生労働省】
第三種旅行業者の企画旅行催行区域制限の緩和 ＜千年の草原の継承と創造的活用総合特区＞	観光振興をより一層図るため、隣接市町村を越えた阿蘇地域全体における草原での体験ツアーなどを第三種旅行業者が募集型企画旅行として企画することができるよう、第三種旅行業者の業務範囲の拡大について省庁及び自治体で検討を進める。 【国土交通省】

## iii 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの【19項目】

主な提案事項	協議結果の概要
藻類大量培養実証用地に係る農地要件の特例措置 ＜つくば国際戦略総合特区＞	藻類栽培にかかる農地利用について、当該案件においては通常の水田として利用することが不可能となるような形質変更を行わず、将来、担い手が希望した場合には水田としての利用を再開できる状態が維持されるのであれば、農地を転用することなく利用することは可能との見解が示された。 あわせて、実証事業を進める中で農地の取扱いについて疑義等が生じないよう、改めて農林水産省から通知等により見解が示されることとなった。 【農林水産省】
特区内での開発医薬品の薬事法における「希少疾病外優先審査品目」に指定する規制緩和 ＜京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区＞	希少疾病ではないが、生命予後の短いスキルス胃がんなどの治療薬について、早期に製造販売承認を得るため優先審査品目として扱うよう提案されたが、省庁から、優先審査に該当するか否かの審査を省略することはできないが、優先審査該当性相談の結果が出る前であっても製造販売承認申請を行うことは可能であり、最終的な製造販売承認の時期が遅延しないようにしているとの旨が示された。 【厚生労働省】
木質バイオマス発電に利用する森林資源の廃棄物扱い除外に関する規制の緩和 ＜ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区＞	木質バイオマス発電の導入促進により、エネルギーの地産地消を推進するため、剪定枝や林地残材等を発電所が無償・逆有償で引き取る場合、廃棄物扱いとならないこととする提案に対し、省庁から、自治体が「行政処分の指針について(通知)」を踏まえ個別の事案ごとに総合判断した結果「廃棄物として取り扱う必要はない」と判断するのであれば、廃棄物として取り扱う必要がない旨が示された。 【環境省】

## iv 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの【16項目】

主な提案事項	協議結果の概要
<p>過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和            &lt;持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区&gt;</p>	<p>過疎地有償運送の旅客の範囲について、雪下ろし・除雪等の生活支援型ボランティアを行う者も対象とするという提案は、当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者として、その活動場所等が明確にされ、運送サービスの提供を受ける旅客の名簿に必要な事項が記載される場合には、対象旅客の範囲とすることを解釈によって認めることとなった。</p> <p>一方、観光客の輸送も可能とする提案については、「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会」において、自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲に係る具体的な制度設計等の検討を行っているところであり、同検討会において、過疎地有償旅客運送の旅客の範囲の拡大等についても議論され、結論が得られる予定(今年度末日処とりまとめ予定)であるとのことであり、その結果を踏まえ、改めて協議を行うか否かを検討することとなった。</p> <p>【国土交通省】</p>
<p>農用地区域の変更に係る要件の緩和            &lt;ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区&gt;</p>	<p>津波浸水想定区域に立地する企業の受け皿としての土地を確保するため、農業公共投資後8年経過の要件緩和の提案に対し、省庁より企業用地の確保については、①土地改良事業の実施に合わせて非農用地区域の活用、②農村地域工業等導入促進法の活用も検討していただきたい、との提示を受けた。自治体は得られた見解をもとに事業の実施を検討することとなったが、事業実施に当たり疑義等が生じた場合は、改めて協議を行うこととなった。</p> <p>【農林水産省】</p>

## v 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの【20項目】

主な提案事項	協議結果の概要
<p>一需要場所複数受給を可能とする制度及び独自の電力量計等の使用を可能とする制度の創設            &lt;関西イノベーション国際戦略総合特区&gt;</p>	<p>需要家側が電気事業者の取捨選択を可能とし、多様な電気事業を営む企業者の普及・促進を図るとともに、一電気事業者だけに頼らない電力の安定供給を実現するため、新たに開発した計量器を用いて各機器単位で電力会社等と電力供給契約を結ぶことを可能とする提案について、電気事業者の責任分界点が不明確となること、複数契約を結ぶことの経済的負担の増加など、提案実現によるメリット・デメリットを自治体で検討することとなった。</p> <p>【経済産業省】</p>
<p>健康管理を目的とした自己血液検査試薬の販売を可能にするため、医師の処方せんを不要とする特例            &lt;地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区&gt;</p>	<p>自己管理下における生活習慣改善の取組を促進するため、自己血液検査実践トレーニング修了者が自己血液検査試薬を購入する際に医師の処方せんを不要とする提案について、一旦協議を終了し、検査試薬使用者の安全確保や受診機会を逸する懸念等の観点から、自治体において医師の関与のあり方及び責任の所在等を整理することとなった。</p> <p>【厚生労働省】</p>

## vi 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの【7項目】

主な提案事項	協議結果の概要
特区内で開発された医療機器の優先審査の実施 ＜群馬がん治療技術地域活性化総合特区＞	<p>重粒子線治療技術の開発及び迅速な製品化に資するため、特区内で開発された重粒子線治療に係る医療機器を優先審査の対象とする提案について、省庁からは、重粒子線治療装置であることをもって一概に優先審査対象とすることは困難だが、医療上特に必要性が高いと認められた医療機器については、現行でも優先審査の対象となる見解が示された。</p> <p>一方、自治体は、現行制度では重粒子線治療装置の技術開発に係る製造販売承認について審査の迅速化につながらないことを危惧している。また、重粒子線治療技術の早期高度化は、省庁が示しているビジョンの実現に資するものであり優先審査の対象とすべきとの考えであるため、合意に至らなかった。</p> <p>【厚生労働省】</p>